

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 工 藤 秀 一

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

1 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、令和元年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2 監査の対象

団 体 名	社会福祉法人 緑風会
施 設 名	平川市東部地区デイサービスセンター
所 管 課	健康福祉部高齢介護課

3 監査実施日及び監査実施場所

実 施 日	令和 2 年 10 月 20 日（火）
実施場所	平川市健康センター

4 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の規定により適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

5 監査の方法

- (1) 関係書類の実地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

6 監査の対象施設の概要

名 称 及び 所 在 地	平川市東部地区デイサービスセンター 平川市葛川田の沢口 5 番地 1
施 設 概 要	土地面積 855.17 m ² 建物面積 298.83 m ² 構 造 木造一部鉄筋コンクリート平屋建 施設内容 デイサービスセンター
開 館 時 間 及び 休 館 日	開館時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 休 館 日 土曜日及び日曜日
指 定 期 間	平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日（5 年間） 平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日（5 年間） 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日（5 年間）
協 定 書 締 結 年 月 日	基本協定書 平成 29 年 4 月 1 日締結 年度協定書 平成 31 年 4 月 1 日締結（令和元年度）
指 定 管 理 料	6,800,000 円（令和元年度）
利 用 料 金	指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに関する基準に基づき算定された費用の額の 100 分の 10 に相当する額に食材料費等を加えた額、または当該基準に定めがない場合の

	<p>費用の額は、当該基準を準用して算定して得た額。</p> <p>自動販売機を設置した場合は、設置業者から設置料（電気料含む）を徴収することができる。</p> <p>公衆電話を設置した場合は、その利用料金を収入できる。</p>
業務範囲 及び 管理基準	<p>【業務範囲】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者等に対する機能訓練に関する業務 2 高齢者等に対する入浴及び給食サービスに関する業務 3 高齢者等及びその家族介護者に対する相談、指導等に関する業務 4 デイサービスセンターの管理に関する業務 5 利用料金の収納等に関する業務 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 <p>【管理基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の安全確保に留意するとともに、施設的环境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。 2 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。 3 利用者の意見を管理に反映させること。 4 個人情報の保護を徹底すること。 5 経費の削減に努め、効率的管理を行うこと。
所管課	健康福祉部 高齢介護課
関係例規	<p>平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例</p> <p>平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則</p> <p>平川市東部地区デイサービスセンター条例</p>

7 令和元年度事業実績

(1) 収支決算状況

指定管理に係る部分において前年度と収支決算状況を比較したところ、収入の部の合計が6,800,000円であり、前年度同額の指定管理料となっている。

支出の部では合計が7,818,690円で、前年度より987,638円（14.5%）の増となっている。これは、人件費、業務委託費等が増となったことが主な要因である。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、平成 30 年度は 31,052 円の赤字だったが、令和元年度は 1,018,690 円の赤字となり、前年度より 987,638 円の赤字増となっている。

(2) 施設利用状況

施設利用状況の前年度との比較では、利用者数合計が 2,451 人で、前年度より 83 人 (3.3%) の減となっている。

また、平川市東部地区デイサービスセンター条例で業務として規定されている項目については、機能訓練が 2,451 人で、前年度より 83 人 (3.3%) の減であった。入浴サービスについては、1,498 人で、前年度より 78 人 (5.5%) の増であった。給食サービスについては、2,417 人で、前年度より 112 人 (4.4%) の減であった。相談・指導については、平成 30 年 8 月より新規に居宅介護支援事業所が開設されたことにより、令和元年度実績は 427 人となり、前年度より 121 人 (39.5%) の増であった。

(3) 保守点検等管理業務状況

施設の保守点検等管理業務については指定管理業務基準書に定められており、その中で実施内容が記載されている業務は、令和元年度においてすべて実施していた。

第 2 監査の結果

1 結果

(1) 緑風会に関する事項

提出された書類及び事前に提出を求めた書類により聴取等を行った結果、概ね適正に処理されているものと認められた。収支会計経理については、出納簿などの各種台帳が良く整備されており、通帳、印鑑等の管理体制も適正で問題がなかった。保守点検等管理業務については、基準書に定められている業務はすべて実施しており、日常的に実施している清掃や巡回などの業務日誌もきちんと作成しており、日常管理が適切に行われていた。

しかしながら、経営面では赤字経営が続いているため、赤字額の減少を望むものである。

そのほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査時に口頭にて改善または検討を要望した。

(2) 所管課に関する事項

前回の監査結果報告(平成 27 年 2 月 12 日付平監第 58 号)において、管理業務基準書に保守点検等管理業務の実施回数が定められていないことから、必要な業務について具体的に回数を規定するよう指摘したが、改善が見られなかった。

施設管理に関する業務基準は、指定管理者の公募・指定に関連する重要な事項であるため、具体的な回数の規定を設けるように見直しを求めるものである。

2 総括

平川市東部地区デイサービスセンターは、同地区唯一の通所介護施設であり、高齢者の方々の集いの場として定着している。また、在宅生活を送る高齢者の方々を支援し、家族介護者の負担軽減や相談窓口にもなるなど、地域の介護拠点施設として非常に重要な役割を担っている。

社会福祉法人緑風会においては、指定管理者として積極的に管理運営されていることは敬服に値するものである。今後も所管課との連携を密にしながら、利用者の安全確保などに努めるとともに、より効率的な運営に取り組んでいただきたい。